

Info なくそう不法投棄

不法投棄は犯罪です。廃棄物を違法に捨てた人は、法律により5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの併科に処せられます。不法投棄を防止するには、皆さん一人ひとりがごみ出しのルールを正しく守って処分することが大切です。

また、民有地に不法投棄された場合は、土地の所有者に処分の義務があり、町では収集できません。できるだけ不法投棄されないようにフェンスの設置や、草刈りなどの対策をしましょう。もし、不法投棄の現場を目撃した場合は、車のナンバーや投棄者の特徴を控えて西枇杷島警察署（☎052・501・0110）までご連絡をお願いします。

▼問合せ 住民課環境保全グループ
☎28・0916

Info ごみ出しルールを守りましょう

▼可燃ごみ・不燃ごみ
可燃ごみ・不燃ごみを前日から出すと猫やカラス等によりごみ袋が荒らされ、近所迷惑になります。不法投棄や放火を誘発する原因にもなります。可燃ごみ・不燃ごみは、収集日当日の朝8時30分までに指定ごみ袋で出してください。

また、コロナウイルス感染症対策のため、ごみ袋を出す際は次のことを心がけてください。

- ・ごみ袋はしっかりと縛って封をする。
- ・ごみ袋の空気を抜いて出す。
- ・感染者やその疑いのある方が家庭内にいる場合は、ごみに直接触れない。
- ・ごみを捨てた後はしっかりと手を洗う。

詳細は町ホームページを参照ください。

▼有害ごみ

町では、蛍光管、スプレー缶、乾電池、ライターなどの有害ごみをリサイクルしています。有害ごみの排出はごみ袋には入れず、次のように出してください。

▼蛍光管 役場住民課（2番窓口）又はリサイクルステーションにお持ちください。なお、白熱電球、LED製品、割れた蛍光管は不燃ごみで出してください。

▼スプレー缶 穴を空けず、リサイクル資源として出してください。

▼乾電池 公共施設又は販売店に設置してある電池回収箱に入れてください。

▼ライター 役場（ロビー）又はリサイクルステーションに設置してあるライター回収箱に入れてください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ
☎28・0916

Info 6月は児童手当の支給月

今月は、児童手当の支給月です。6月10日（金）に指定口座に振り込みますのでご確認ください。今年度から、現況届は原則廃止となりました。

▼問合せ 子ども応援課 子ども応援グループ
☎28・0936

7/21・22 早期教育相談

県教育委員会では、乳幼児期（0歳以上）から、来年度に新1年生になるお子様（6歳まで）とその保護者の方を対象とした早期教育相談を実施します。子育てで気になることのある方、お子様に障がいや有する可能性があると思われる方、お子様の就学について相談したい方など、お気軽にご相談ください。相談は予約制で、無料で行います。

▼とき 7月21日（木）・22日（金）
午前10時～午後4時

▼ところ 春日井市ささえ愛センター（春日井市春見町3番地）

▼申込み

6月15日（水）までに役場3階9番窓口学校教育課で「早期教育相談申込書」に必要事項を記入し、お申し込みください。

▼問合せ 学校教育課
☎28・2211

Info 新型コロナウイルスの4回目接種

4回目接種について、3回目接種から5か月経過した「60歳以上の方」及び「18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方」を対象者として調整が進められています。

「18歳以上60歳未満で基礎疾患等があり4回目接種を希望する方」への接種券

スケジュール

3回目接種月	60歳以上の方	18歳以上60歳未満の方	
	接種券の発送	案内葉書の送付	接種券発行申請
12月	5月下旬	発送済	受付中
1月			
2月	6月下旬	6月中旬	6月中旬から

※今後、変更となる可能性があります。

の発行は申請が必要です。5月中旬から順次、18歳以上60歳未満の方へ、接種券発行の案内葉書を送付します。基礎疾患等に該当し、接種をご希望の方は、総合相談窓口までご連絡ください。

また、「60歳以上の方」については、5月下旬から接種券を順次送付します。なお、他市町村で3回目の接種を終えた後に転入してきた方は、別途申請が必要です。最新の情報は、随時町ホームページ等でお知らせしていきます。

▼問合せ
新型コロナウイルス接種に関する総合相談窓口 ☎39・6166